

# 株主の皆様へ

## 法令及び定款に基づくインターネット開示事項

### ●事業報告

1. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要及び当該体制の運用状況
2. 当社の支配に関する基本方針の内容の概要
3. 主要な事業内容
4. 主要な営業所及び工場等
5. 従業員の状況
6. 主要な借入先
7. 会計監査人の状況

### ●連結計算書類

連結株主資本等変動計算書  
連結注記表

### ●計算書類

株主資本等変動計算書  
個別注記表

事業報告の「業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要及び当該体制の運用状況」、「当社の支配に関する基本方針の内容の概要」、「主要な事業内容」、「主要な営業所及び工場等」、「従業員の状況」、「主要な借入先」、「会計監査人の状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.adeka.co.jp>) に掲載し、株主の皆様にご提供いたしております。

2022年6月6日

株式会社  ADEKA

## 1. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要及び当該体制の運用状況

当社の取締役会において決議した「業務の適正を確保する体制（内部統制システム）に関する基本方針」の概要は以下のとおりであります。

なお、同基本方針については、2021年6月に実施した監査等委員会設置会社への移行及び2022年3月に実施した「ADEKAグループ行動憲章」の改定に伴い、一部改定しております。

### (1) 業務運営の基本方針

#### ① ADEKAグループ経営理念

「新しい潮流の変化に鋭敏であり続けるアグレッシブな先進企業を目指す」

「世界とともに生きる」

#### ② ADEKAグループ行動憲章

(i) 本業を通じた、持続可能で豊かな社会づくりへの貢献

(ii) 法令の遵守と社会倫理に則った公正・透明な企業活動

(iii) 適切かつ公正な情報開示

(iv) 環境の保全

(v) 安全で高品質な製品・サービスの提供

(vi) 働きやすい職場環境

(vii) 社会・ステークホルダーからの信頼確保のための友好的かつ積極的なコミュニケーション・社会貢献活動

(viii) 健全で持続的な発展と社会への貢献

(ix) 反社会的勢力の排除

(x) 危機管理の徹底

(xi) より良い社会の実現に向けて

### (2) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

#### ① コンプライアンス推進組織

コンプライアンス推進委員会（本部格）を設置し、コンプライアンス体制の整備に努める。各部門には、コンプライアンス推進責任者とコンプライアンス推進担当者を設置する。

#### ② グループ・コンプライアンス規程

グループ・コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス推進組織体制の整備、教育・啓発活動、内部通報制度の運用等を推進する。

#### ③ 倫理綱領・マニュアル

「ADEKAグループ行動憲章」、「コンプライアンス行動ガイドライン」、「コンプライアンス・ケースブック」等の綱領やマニュアルを活用し、法令遵守を徹底する。

④ コンプライアンス教育・研修

階層別研修とテーマ・法令別研修を組み合わせた教育・研修制度や、社内報、メールマガジン等の社内メディアの活用により、全社に広くコンプライアンス意識を徹底させる。

⑤ モニタリングと業務監査

(i) 法令遵守状況やコンプライアンス意識の浸透度等の定期的モニタリング、調査

(ii) 業務監査室によるコンプライアンスに関する内部監査結果のコンプライアンス推進委員会への報告等、コンプライアンス推進委員会と業務監査室の連携

(iii) 委員会の活動状況とコンプライアンス上の問題に関する取締役会及び監査等委員会への報告

⑥ 内部通報制度

コンプライアンス内部通報規程に基づき内部通報窓口の適正な運用を通じたコンプライアンス違反行為の早期発見と情報確保に努める。

⑦ 内部統制システム推進組織

内部統制推進委員会（本部長）を設置し、内部統制システムの構築・整備を行う。

⑧ 反社会的勢力による被害の防止及び関係遮断

反社会的勢力による被害の防止、関係の一切遮断のため、対応の所管部署を法務・広報部と定め、事案発生時の報告と対応に係るマニュアル等を整備し、警察等関係機関とも連携し、毅然と対応する。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

経営上重要な案件は、取締役会や経営会議で意思決定を行い、議事録を関連資料とともに保存する。執行ラインに権限委譲された業務は、稟議、決裁手続を行い、稟議書・決裁書を関連資料とともに保存する。これらの保存・管理を以下のとおり行う。

① 文書管理規程及び文書保存・廃棄基準に基づく書類保存

② インデックス化や電子ファイルの活用による検索性の高い保存

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）

① 危機管理委員会の設置及び危機管理マニュアルに基づく体制整備

危機管理委員会が全社のリスクの洗い出しと評価、危機管理マニュアルの立案と、危機管理体制のチェック等を行う。

危機管理マニュアルに基づき、リスクカテゴリーごとの責任部署を定め、緊急事態の発生時に、被害を最小限に止める体制を取る。

② 緊急対策本部の設置

有事で特に緊急度・重要度の高いケースは、危機管理マニュアルに基づき当該事項の主管部署の担当役員を本部長とする緊急対策本部を設置し、組織的に対応する。

③ リスク管理の監査

業務監査室は、部署ごとのリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役、監査等委員会に報告する。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 執行役員制度

執行役員制度により、意思決定と業務執行の分離を図り、意思決定の迅速化と、業務執行責任の明確化を図る。

② 経営会議

取締役会決議事項について事前審議を行い、経営執行上の重要事項について、審議の迅速化と情報の共有化を図る目的で、経営会議を設置し、経営会議規則で定める付議事項について、審議、決定する。

③ 役員の任期

取締役（監査等委員以外の取締役）と執行役員の経営責任を明確化し、効率化を促す目的で、任期を1年とする。（監査等委員である取締役の任期は2年）

④ 職務権限・意思決定・業務遂行ルールの明確化

社内規程に基づき職務権限、意思決定及び業務遂行のルールを明確化し、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を取る。

⑤ 予算管理制度

期初に部門ごとに数値目標の設定を行い、管理会計の手法を用いて進捗、達成状況をレビューし、結果をフィードバックすることにより、業務の効率性を確保する。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社から当社への業務の執行の報告に関する体制

当社の代表取締役は、週報・月報制度、A D E K Aグループ社長会、グローバル戦略会議、各子会社の株主総会への出席、子会社に取締役・監査役として派遣された者（以下、「派遣役員」という。）を通じて、各子会社の業務の執行状況の報告を求め、情報収集に努める。

② 子会社の危機管理に関する体制

各子会社に、業態及び規模に応じた危機管理体制の構築・整備、運用状況の報告を求める。また、子会社に緊急事態が発生し、当社や他の子会社へ重大な影響が懸念される場合、当該子会社と合同の緊急対策チームを組織し、両社協力して対応する。

- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
管理会計の手法により子会社の予算の進捗、達成状況レビュー、フィードバックを行う。また、グローバル経営管理システムを通じて、子会社との間で即時の情報収集を可能とし、業務の効率化を図る。
- ④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
グループ共通の倫理綱領、各種規程・マニュアル等を定め、グループ全体のコンプライアンス体制を取る。各子会社に、業態及び規模に応じたコンプライアンス推進体制の構築・整備と、その運用状況の報告を求めるとともに、グループ・コンプライアンス協議会やコンプライアンス講演会を開催し、コンプライアンス意識の醸成と情報の共有化を図る。派遣役員、当社監査等委員会、業務監査室による子会社のモニタリングと、グループ共通の内部通報窓口により、コンプライアンス違反の早期発見に努める。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という）の独立性の確保と監査等委員会の指示の実効性の確保に関し、以下の体制を整えた上で、補助使用人を置くものとする。

- ① 監査等委員会から監査業務に必要な指示を受けた補助使用人は、当該指示に関して、他の取締役（監査等委員以外の取締役）からの指示命令は受けない。
- ② 補助使用人には監査等委員会の指示を遂行しうるスキルと経験を有する者を起用する。
- ③ 補助使用人の人事異動、人事評価、賞罰等については、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。

(8) 監査等委員会への報告体制及びその他監査等委員会の監査の実効性を確保するための体制

① 取締役会等への出席及び代表取締役との定期連絡会

監査等委員は、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、代表取締役との連絡会を定期的に行い、経営、コンプライアンス等に関する重要な事項等の報告を受ける。

② 監査等委員会の権限

監査等委員会は、常勤監査等委員を通じて業務監査室長から内部監査結果の報告を受け、取締役、執行役員及び使用人から重要な社内会議の資料、決裁手続きに関する資料の閲覧を求めることができる。

③ コンプライアンス推進委員会との連携

(i) コンプライアンス推進委員会への出席

常勤監査等委員は、コンプライアンス推進委員会へ出席し、委員会からコンプライアンス活動の状況の報告を受ける。



(ii) 内部通報窓口

- a) コンプライアンス推進委員会事務局は、内部通報窓口に対して行われた通報を常勤監査等委員に報告する。
- b) 通報者の匿名性の確保、守秘義務及び通報者の不利益取扱いの禁止等を定めた社内規程に基づき、監査等委員と協力して、内部通報窓口の公正な運営、通報案件の適正な処理、通報者保護を図る。

(9) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会または監査等委員は、監査の実施のため弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対し助言を求め、または調査、鑑定その他の事務を委託するなど、必要な費用を会社に対し請求することができる。当該請求に係る費用が監査等委員会または監査の職務の執行に必要でないとい認められる場合を除き、当社は当該請求に応ずるものとする。

前記、業務の適正を確保するための体制の運用状況は次のとおりです。

(1) コンプライアンス体制

コンプライアンス推進委員会を年4回、グループ・コンプライアンス協議会を年2回開催し、コンプライアンス上の課題の分析、対策立案、実行及び管理を行いました。

グループ・コンプライアンスの強化に向け、グループ経営理念・行動憲章の周知浸透に努めています。当年度は、A D E K Aグループ経営理念浸透のために従業員向けに作成した「A D E K Aらしさ」についてのeラーニング講座を開講するとともに、「A D E K Aグループ行動憲章」を改訂し、A D E K Aグループ経営理念やC S R基本方針のベースにある「本業を通じた持続可能な社会づくりへの貢献」を盛り込みました。また、当社及び国内子会社従業員を対象とするコンプライアンス意識調査（アンケート）を実施しました。

コンプライアンス教育・研修については、当社グループの役員、従業員を対象としたコンプライアンス講演会、テーマ・法令別研修や、階層別研修、eラーニング等を実施しています。当年度は、2022年4月に中小企業に全面施行される「改正労働施策総合推進法」（「パワハラ防止法」）の対応として、グループ・コンプライアンス協議会メンバーを対象とした通報対応スキルトレーニングを実施するとともに、各社に「パワハラ防止方針」の制定と従業員への周知浸透教育を依頼しました。また、パワハラ防止法に関するeラーニングを実施しました。

## (2) リスク管理体制

当社では、危機管理委員会を年2回開催し、BCMS（事業継続マネジメントシステム）、震災、感染症対策や情報セキュリティなど、当社グループ事業を取り巻く様々なリスクの評価、分析、調査、対策の立案及び管理を行いました。

災害や事故発生時の損害や被害を最小限に抑えるため、防災・避難訓練、安否確認システム運用訓練を実施したほか、BCMSの維持・改善に向けた取り組みを行いました。

当年度も、前年に引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大防止措置を実施しました。

また、CSR委員会の傘下に、TCFD対応に関する社内横断的なプロジェクトチームを立ち上げ、気候変動に関わるリスク、収益機会等の影響に関するシナリオ分析等を行いました。2022年2月にTCFDの国際的な枠組みへの賛同を表明し、今後、TCFDのガイダンスに沿って、リスクと機会の特定や、情報開示等、様々な取り組みを推進していきます。

さらに、近年、地球温暖化等の影響により自然災害が激甚化する傾向にあることから、緊急事態発生時における関係部署・関係者間の情報共有の効率化・迅速化を図るため、ICTを活用した情報管理ポータルシステムを導入しました。

また、2022年2月下旬に発生したロシアによるウクライナ侵攻が当社グループの事業に与える影響やリスクについて、幅広く情報を集め、危機管理委員会で議論を行い、情報を共有しました。これらの取り組みを通じ、グループ全体としての危機管理の強化に取り組みました。

## (3) 子会社経営管理

子会社から当社への週報・月報制度の運用を徹底するとともに、子会社の取締役会、株主総会、各事業本部主催のグローバル戦略会議やADEKAグループ社長会において、子会社から業務執行の報告を受けることにより、子会社の管理監督を行っています。

子会社への役員派遣や、子会社に対する当社監査等委員による監査や業務監査室による内部監査を通じて、子会社における業務の適正性の確保に努めています。

また、当社では、グローバル経営管理システムによる子会社の経営管理の仕組みを構築し、子会社の業務の効率化に取り組んでいます。

## (4) 監査等委員会への報告に関する体制

常勤監査等委員は、取締役会、経営会議、その他の重要な会議に出席するほか、コンプライアンス推進委員会、グループ・コンプライアンス協議会や危機管理委員会にオブザーバーとして常時出席し、当社グループのコンプライアンスやリスクマネジメントの状況を把握しています。

コンプライアンス内部通報規程に基づき、内部通報窓口への通報は、常勤監査等委員に適時報告され、また、同規程で定める通報者の匿名性の確保、守秘義務や通報者の不利益取扱いの禁止等に基づき、常勤監査等委員と協力し、内部通報窓口の公正な運営に取り組んでいます。

## 2. 当社の支配に関する基本方針の内容の概要

### (1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は以下のとおりです。

#### 〈基本方針の内容〉

当社は、当社の株主の在り方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う大規模買付行為がなされた場合、これが当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、大規模買付行為に応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、近年の資本市場においては、対象会社の経営陣の同意を得ずに、一方的に大量の株式の買付を強行するような動きも見られます。こうした大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値及び株主の皆様共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、または、対象会社の取締役会や株主の皆様が大規模買付行為の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値及び株主の皆様共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社取締役会は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社株主の皆様共同の利益及び当社の企業価値を持続的に確保・向上させていくことを可能とする者である必要があると考えており、上記の例を含め、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大規模買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えています。

### (2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

#### ① 当社の企業価値の源泉

##### (a) 経営理念

当社グループは、「新しい潮流の変化に鋭敏であり続けるアグレッシブな先進企業を目指す」「世界とともに生きる」という経営理念の下、世界市場で競争力のある技術優位な製品群によるグローバルな事業展開を加速し、時代の先端を行く製品と、環境に優しく、顧客ニーズに合った製品を提供し続けています。

上記の経営理念の根底には、「本業を通じた社会貢献」というCSR（企業の社会的



責任)の思想が流れています。すなわち、社会環境の変化を鋭敏にとらえ、当社の持つ先進技術を積極的に駆使することにより、新しい社会的課題への解決策を提供するとともに、株主及び投資家の皆様をはじめ、顧客、取引先、従業員、地域社会等、すべてのステークホルダーの利益に配慮した経営活動を行うことにより、当社は、社会から信頼され、真に必要なとされる企業となることを目指しています。

幅広いステークホルダーへの貢献を通じた企業価値の向上、ひいては、株主の皆様共同の利益の増大により、健全かつ持続的な成長・発展を続けることが、当社の経営の基本方針であり、創業以来、築き上げてきた、顧客、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーとの良好な信頼関係こそが、当社の企業価値の源泉となっています。

#### (b) 当社の事業内容とその特徴

当社は、化学品事業、食品事業及びライフサイエンス事業という3つの事業を擁するユニークな企業として事業活動を行っています。化学品事業では、樹脂添加剤、情報・電子化学品、機能化学品、食品事業では、加工油脂製品、加工食品製品、ライフサイエンス事業では農薬、医薬品といった非常に多岐にわたる事業分野をもち、かつ、それらの事業が相互に有機的に結びついているという特徴を有しています。

当社は、新規技術の創造と得意技術の融合により、環境の保全や人々の健康で豊かな生活に役立つ先駆的な製品を持続的に開発・提供し、国際社会に貢献できる企業を目指し、各事業分野で、お客様や取引先様をはじめとするビジネスパートナーの皆様との共創により、独自性の高い技術を開発し、新しい価値を創造し続けています。また、各事業分野で培ってきた得意技術を融合し、ライフサイエンス、環境、エネルギー、次世代ICTといった新しい事業分野にも注力しています。

創業以来、今日まで、幅広い事業分野におけるビジネスパートナーの皆様との強い信頼関係の下、築き上げてきた、独自性の高い技術力もまた、当社の企業価値の源泉となっています。

#### (c) 中期経営計画について

招集通知29頁の4.(1)中長期的な経営戦略に記載のとおり、当社グループは、中期経営計画『ADX 2023』を、当社グループのありたい姿『ADEKA VISION 2030』の実現に向けたファーストステージと位置づけ、経営とCSRの統合を進め、新しい社会環境に対応する経営基盤への変革と、利益を重視した持続的な成長を目指しています。中長期的視野で持続的に成長できる収益構造を構築し、社会価値と経済価値を追求することで、企業価値の向上を図ります。

(d) コーポレートガバナンスの強化

以上の施策を推進していくにあたり、当社は、健全で透明性が高く、安定した経営の基盤となるコーポレートガバナンス、コンプライアンス及びリスクマネジメントの一層の強化に努めています。

また、当社グループの企業使命・経営理念を実現し、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図ることを目的に、コーポレートガバナンスの基本的な考え方と基本方針を定めた「ADEKAグループ コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定しています。今後も当社グループ全体のコーポレートガバナンスの強化に取り組んでまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、上記(1)に記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一つとして、2007年より当社株式の大規模買付行為に関する対応方針を導入してきましたが、国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様のご意見、買収防衛策に関する近時の動向、当社を取り巻く経営環境の変化等を踏まえ、慎重に検討を重ねた結果、2022年5月23日の当社取締役会において、同対応方針の継続を行わず、廃止することを決定しました。

当社は、同対応方針の廃止後も引き続き当社の株主共同の利益及び企業価値の確保・向上に取り組むとともに、当社株式等の大規模買付行為を行い、または行おうとする者に対しては、株主の皆様が当該買付行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様が検討するために必要な時間及び情報の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関連法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

(4) 上記(2)及び(3)の取り組みに対する取締役会の判断及びその理由

当社は、基本方針に照らして不適切な者による当社株式の大規模買付行為を含む濫用的な買収や提案等への最大の防御策は、中期経営計画及びガバナンス強化の取り組みの着実な実行と、経営理念、事業特性や中長期ビジョン等を踏まえた事業活動により、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に高めていくことだと考えています。当社株式の大規模買付行為に関する対応方針は、濫用的買収を防止し、企業価値ひいては株主共同の利益の毀損を回避することを目的に導入したのですが、昨今、株主の権利を制限する、経営陣の自己規律性を弱め、自己保身につながるなどとして、機関投資家の反対意見が強まっています。これらの機関投資家の意見に加え、2009年金融商品取引法によるTOBルール改正や、当社株価の上昇等により、当社が同対応方針を維持する必要性は薄れてきているとの判断に至ったことから、同対応方針の非継続(廃止)を決定したものです。

### 3. 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

事業		主要製品
化学事業	樹脂添加剤	ポリオレフィン用添加剤、塩ビ用安定剤・可塑剤、難燃剤、その他
	情報・電子化学製品	高純度半導体材料、電子回路基板エッチング装置及び薬剤、光硬化樹脂、光開始剤、画像材料、その他
	機能化学	エポキシ樹脂、ポリウレタン原料、水系樹脂、界面活性剤、潤滑油添加剤、厨房用洗浄剤、化粧品原料、プロピレングリコール類、過酸化水素及び誘導品、水膨張性シール材、その他
食品事業		マーガリン類、ショートニング、チョコレート用油脂、フライ・調理用油脂、ホイップクリーム、練り込み用クリーム、フィリング類、冷凍パイ生地、マヨネーズ・ドレッシング類、機能性食品素材、その他
ライフサイエンス事業		農薬、医薬品、医薬部外品、動物用医薬品、木材用薬品、医療材料、その他
その他の事業		設備プラントの設計、工事及び工事管理、設備メンテナンス、物流業、倉庫業、車輛等リース、不動産業、保険代理業、その他

#### 4. 主要な営業所及び工場等（2022年3月31日現在）

##### (1) 当社

営業所	本社（東京都） 大阪支社（大阪府） 名古屋支店（愛知県） 札幌営業所（北海道）	福岡支店（福岡県） 仙台営業所（宮城県）
工場	鹿島（茨城県） 三重（三重県） 明石（兵庫県）	千葉（千葉県） 富士（静岡県） 相馬（福島県）
研究所	東京都 大阪府	埼玉県

##### (2) 子会社

主要な子会社及びその所在地は、第160回定時株主総会招集ご通知「6. 重要な子会社等の状況（1）重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

## 5. 従業員の状況（2022年3月31日現在）

### (1) 当社グループの従業員の状況

事業部門	従業員数	前期末比増減
化学品事業	2,529名	45名増
食品事業	1,012名	△6名減
ライフサイエンス事業	1,536名	52名増
その他の事業	223名	△5名減
全社共通	166名	2名増
合計	5,466名	88名増

(注) 従業員数は、就業人員です。

### (2) 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	1,522名	△11名減	39.2歳	16.3年
女性	286名	7名増	37.6歳	14.1年
合計	1,808名	△4名減	38.9歳	16.0年

(注) 上表に記載されている人数のほかに、出向社員130名が在籍しております。



## 6. 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

### (1) 当社グループの借入先の状況

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	18,142
農林中央金庫	4,987
三井住友信託銀行株式会社	3,442
株式会社三井住友銀行	2,583
株式会社三菱UFJ銀行	2,568
朝日生命保険相互会社	2,150

### (2) 当社の借入先の状況

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	3,800
農林中央金庫	2,950
朝日生命保険相互会社	2,000
三井住友信託銀行株式会社	1,400
株式会社中国銀行	650
株式会社三井住友銀行	600

## 7. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額及び監査等委員会が同意した理由

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額 74百万円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区別しておらず、実質的にも区別できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 94百万円  
なお、当社子会社のうち、オキシラン化学株式会社は、監査法人日本橋事務所の監査を受けており、日本農薬株式会社は、協和監査法人の監査を受けております。

③ 監査等委員会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由  
監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移を確認した上、当期の監査予定時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

決算早期化支援業務等

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由をご報告いたします。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2021年4月1日 残高	22,994	20,039	169,469	△406	212,097
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	53	53			106
剰余金の配当			△5,385		△5,385
親会社株主に帰属する当期純利益			23,744		23,744
持分法の適用範囲の変動			433		433
自己株式の取得				△868	△868
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減				2	2
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		53			53
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	53	106	18,791	△866	18,084
2022年3月31日 残高	23,048	20,146	188,260	△1,273	230,181

	その他の包括利益累計額					非 支 配 分 株 主 持 分	純 資 産 計 合
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
2021年4月1日 残高	9,921	4,253	3,379	△1,576	15,977	43,410	271,485
連結会計年度中の変動額							
新株の発行					-		106
剰余金の配当					-		△5,385
親会社株主に帰属する当期純利益					-		23,744
持分法の適用範囲の変動					-		433
自己株式の取得					-		△868
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減					-		2
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					-		53
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△1,859	-	5,376	292	3,809	3,492	7,301
連結会計年度中の変動額合計	△1,859	-	5,376	292	3,809	3,492	25,386
2022年3月31日 残高	8,062	4,253	8,755	△1,284	19,787	46,902	296,871

(注) 単位百万円未満は、切り捨てております。

## 連結注記表

### [連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項]

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 39社

主要な連結子会社の名称

日本農薬(株)、ADEKAケミカルサプライ(株)、ADEKAクリーンエイド(株)、ADEKA総合設備(株)、ADEKA食品販売(株)、オキシラン化学(株)、AMFINE CHEMICAL CORP.、長江化学股份有限公司、ADEKA KOREA CORP.、ADEKA EUROPE GMBH、艾迪科(中国)投資有限公司

なお、連結子会社であったNICHINO CHEMICAL INDIA PVT.LTD.は当社の連結子会社であるNICHINO INDIA PVT.LTD.を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

##### (2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

(株)東京環境測定センター、NICHINO VIETNAM CO.,LTD.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数 6社

主要な会社等の名称

(株)コープクリーン、昭和興産(株)、SIPCAM EUROPE S.P.A.

なお、タマ化学工業株式会社1社を、重要性が増したため、当連結会計年度より持分法の範囲に含めております。

##### (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(株)東京環境測定センター、水島可塑剤(株)

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

艾迪科精細化工(上海)有限公司他1社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、12月31日の財務諸表を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

艾迪科(中国)投資有限公司他5社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、3月31日に本決算に準じた仮決算を行っております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

<その他有価証券>

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

##### ② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

##### ③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・商品……………主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

仕掛品……………主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

原材料・貯蔵品……………主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）



(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産は除く）

建物（建物附属設備を除く）及び機械装置……………定額法

上記以外の有形固定資産……………定率法

2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物……………3～60年

機械装置及び運搬具……………3～20年

その他有形固定資産……………3～20年

② 無形固定資産（リース資産は除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りです。

ソフトウェア（自社利用）……………5年（社内における見込利用可能期間）

技術資産……………10年

顧客関連資産……………20年

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

なお、一部の連結子会社については、国際財務報告基準第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）を適用しております。IFRS第16号により、リースの借手については、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上された使用権資産の減価償却方法は定額法によっております。

### (3) 重要な引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

受取手形、売掛金、貸付金等の債権に対する貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

#### ③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

#### ④ 役員退職慰労引当金

役員の退職により支給する役員退職慰労金に充てるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

#### ⑤ 災害損失引当金

福島県沖地震により損傷を受けた設備の復旧費用の支出等に備えるため、当該損失見込額を計上しております。

### (4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

#### ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年及び17年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年及び17年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

#### ③ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 化学品及び食品関連

化学品関連においては、樹脂添加剤、情報・電子化学品、機能化学品の製造及び販売、食品関連においては、食品製品の製造及び販売をしております。

これらの製品の販売については、国内販売においては製品を顧客が検収した時又は顧客に到着した時に、輸出販売においては主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づき支配が顧客に移転した時に収益を認識しております。

取引価格は、顧客との契約において約束された対価で算定しており、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しているため、重要な金融要素は含んでおりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

なお、これらの製品の販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

② ライフサイエンス関連

ライフサイエンス関連においては、主に殺虫剤、殺菌剤、殺虫殺菌剤、除草剤、農薬原体の製造及び販売をしております。

これらの製品の販売については、製品を顧客に引き渡した時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しておりますが、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、国内販売においては出荷時点、輸出販売においては主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づき支配が顧客に移転した時に収益を認識しております。

取引価格は、契約に定める価格からリベート、値引き及び返品等の見積りを控除した金額で算定しており、重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。また製品の販売契約における対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しているため、重要な金融要素は含んでおりません。

なお、これらの製品の販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

## [会計方針の変更に関する注記]

### 1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。これにより、国内の製品販売について、従来は、出荷時に収益を認識していましたが、主に顧客により製品が検収された時又は顧客に製品が到着した時に、収益を認識する方法に変更しています。また、顧客への製品の販売における当社の役割が代理人に該当する取引について、従来顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割(本人又は代理人)を判断した結果、純額で収益を認識する方法に変更しています。また、有償支給取引について、従来は、有償支給した支給品について消滅を認識していましたが、支給品を買い戻す義務を負っている場合、当該支給品の消滅を認識しない方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、当連結会計年度の売上高は2,343百万円減少し、売上原価は2,249百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ93百万円減少しています。

### 2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしています。これにより、その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものについては、従来、期末決算日前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法を採用していましたが、当連結会計年度より、期末決算日の市場価格等に基づく時価法に変更しています。

また、「[金融商品に関する注記] 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

なお、この変更による連結計算書類に与える影響は軽微であります。

[収益認識に関する注記]

1. 収益の分解情報  
[地域別]

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	化学品	食品	ライフサイ エンス	計		
日本	74,907	63,504	25,922	164,334	4,977	169,311
中国	27,961	7,512	690	36,164	1,537	37,702
その他アジア	52,113	2,113	15,285	69,512	772	70,285
その他	45,127	180	39,800	85,108	164	85,273
顧客との契約から生じ る収益	200,109	73,310	81,699	355,120	7,451	362,571
その他の収益	9	26	200	236	226	462
外部顧客への売上高	200,119	73,337	81,899	355,356	7,677	363,034

[財またはサービスの種類別]

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	化学品	食品	ライフサイ エンス	計		
樹脂添加剤	106,876	—	—	106,876	—	106,876
情報・電子化学品	36,455	—	—	36,455	—	36,455
機能化学品	56,777	—	—	56,777	—	56,777
油脂加工食品	—	73,310	—	73,310	—	73,310
農薬・医薬品他	—	—	81,699	81,699	—	81,699
その他	—	—	—	—	7,451	7,451
顧客との契約から生じ る収益	200,109	73,310	81,699	355,120	7,451	362,571
その他の収益	9	26	200	236	226	462
外部顧客への売上高	200,119	73,337	81,899	355,356	7,677	363,034



2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項] 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度期末
顧客との契約から生じた債権	91,066	100,424
契約資産	21	35
契約負債	666	1,098

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

**[会計上の見積りに関する注記]**

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 4,342百万円

繰延税金負債 3,639百万円

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①算定方法

将来減算一時差異、繰越欠損金について、事業計画を基礎として算定された将来の課税所得により利用できる可能性が高い範囲内で認識しており、報告期間の末日までに制定され、又は実質的に制定されている税率及び税法に基づいて、当該資産が実現する期に適用されると予想される税率を用いて、その回収可能性を算定しております。

②主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる事業計画の主要な仮定は、販売数量及び製造原価の予測です。販売数量及び製造原価の予測は、主に顧客の需要予測を基に判断しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

事業計画上の仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、市場動向や関連法令の改正・公布等によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、繰延税金資産の計上額が変動し、税金費用に影響する可能性があります。

(注)新型コロナウイルス感染症の影響について

新型コロナウイルス感染症（以下、当感染症）の感染拡大の影響については、当感染症の終息時期やその影響の程度を合理的に予測することは困難であることから、当社グループでは当連結会計年度末時点で入手可能なすべての情報に基づき、翌連結会計年度の一定期間にわたり当該影響が継続するとの仮定のもと、会計上の見積りを行っております。

**【連結貸借対照表に関する注記】**

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	598百万円
受取手形、売掛金及び契約資産	7,581 〃
商品及び製品	1,190 〃
原材料及び貯蔵品	1,038 〃
建物及び構築物	706 〃
機械装置及び運搬具	1,000 〃
土地	1,519 〃
合計	<u>13,636 〃</u>

(2) 担保に係る債務

短期借入金	1,067 〃
1年内長期借入金	42 〃
長期借入金	2,836 〃
合計	<u>3,946 〃</u>

2. 有形固定資産に係る減価償却累計額

236,476百万円

3. 土地再評価法の適用

「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（1999年3月31日公布法律第24号、2001年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法……………「土地の再評価に関する法律施行令」（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める地方税法第341条第10号の土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行い算出しております。

・再評価を行った年月日

2002年3月31日

・再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△4,137百万円

## 【連結損益計算書に関する注記】

### 1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表「[収益認識に関する注記] 1. 収益の分解情報」に記載しております。

### 2. 減損損失

当連結会計年度において、以下の連結子会社の資産グループについて、合計141百万円の減損損失を特別損失に計上しております。当社グループは事業資産については、管理会計上の区分（工場別・セグメント別）に基づきグルーピングを行い、遊休資産については個別物件ごとにグルーピングを行っております。

#### 日本農業(株)

場所	用途	種類	減損損失額 (百万円)
千葉県市川市	売却予定資産	(有形固定資産)	
		建物及び構築物	70
		土地	59
		その他	11
		合計	141

日本農業(株)は、翌連結会計年度に売却を予定している資産について、当連結会計年度において売却の意思決定を行ったことに伴い、帳簿価額を売却予定価額まで減額し、当該減少額141百万円を減損損失として特別損失に計上しております。上記資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、土地については売却予定価額に基づいて評価しております。その他資産については正味売却価額をゼロとして評価しております。

**【連結株主資本等変動計算書に関する注記】**

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

(単位：株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式数				
普通株式(注1)	103,714,442	53,700	－	103,768,142
合計	103,714,442	53,700	－	103,768,142
自己株式数				
普通株式(注2)	438,377	324,373	2,352	760,398
合計	438,377	324,373	2,352	760,398

(注1) 普通株式の発行済株式の株式数の増加は、譲渡制限付株式報酬としての新株発行であります。

(注2) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、取締役会決議による自己株式の取得、単元未満株式の買取、持分法適用会社による親会社株式の取得であります。減少は、持分法適用会社の持分変動による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月18日 定時株主総会	普通株式	2,488	24	2021年3月31日	2021年6月21日
2021年11月12日 取締役会	普通株式	2,896	28	2021年9月30日	2021年12月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	4,344	利益剰余金	42	2022年3月31日	2022年6月27日



## 【金融商品に関する注記】

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については主に短期的な預金・債券等により運用し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売債権基準及び与信管理基準に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については、四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、長期借入金については、固定金利による借入を実施することにより、金利変動リスクを回避することとしておりますが、一部の変動金利を採用した長期借入金の金利変動リスクに対しては、金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

外貨建の債権・債務の一部については、為替変動リスクを低減化することを目的として、販売額及び購入額の範囲内で為替予約を行うこととしております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注)参照）。

また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金及び契約資産、支払手形及び買掛金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	24,051	24,051	—
(2) 社債	11,529	11,519	△10
(3) 長期借入金	19,934	19,947	12
(4) デリバティブ取引（*）	△21	△21	—

（\*）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示されております。

（注）市場価格のない株式等

区 分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非 上 場 株 式	12,034

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における調整されていない相場価格によって算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	21,551	2,499	－	24,051
デリバティブ取引	－	△21	－	△21

#### (2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	－	11,519	－	11,519
長期借入金	－	19,947	－	19,947

#### (注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

##### 有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。また、上場株式以外の有価証券は、残存期間が短期の取引です。時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額をもって時価としており、レベル2の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

これらの時価については、取引金融機関より提示された時価もしくは為替レート等の観察可能なインプットを用いて算定されており、レベル2の時価に分類しております。

#### 社債並びに長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の社債の発行、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### [1 株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額	2,426円70銭
2. 1株当たり当期純利益	230円21銭

#### [重要な後発事象に関する注記]

該当する事項はありません。

# 株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計	
					配当準備 積立金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
2021年4月1日 残高	22,994	20,020	74	20,095	1,096	90	60	51,241	65,493	117,981
事業年度中の変動額										
新株の発行	53	53		53						
剰余金の配当									△5,385	△5,385
圧縮積立金の取崩							△1		1	－
当期純利益									16,626	16,626
自己株式の取得										
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	53	53	－	53	－	－	△1	－	11,242	11,240
2022年3月31日 残高	23,048	20,074	74	20,148	1,096	90	58	51,241	76,736	129,222

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
2021年4月1日 残高	△7	161,064	7,057	4,253	11,311	172,375
事業年度中の変動額						
新株の発行		106				106
剰余金の配当		△5,385				△5,385
圧縮積立金の取崩		－				－
当期純利益		16,626				16,626
自己株式の取得	△866	△866				△866
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）			△1,186		△1,186	△1,186
事業年度中の変動額合計	△866	10,480	△1,186	－	△1,186	9,294
2022年3月31日 残高	△873	171,545	5,871	4,253	10,124	181,670

(注) 単位百万円未満は、切り捨てております。

## 個別注記表

### [重要な会計方針に係る事項]

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、  
売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

#### 2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

#### 3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品……………総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

原料・貯蔵品……………移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）及び機械装置……………定額法

上記以外の有形固定資産……………定率法

2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物……………3～50年

構築物……………3～60年

機械装置……………3～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用）……………社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

その他の無形固定資産……………定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

## 5. 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

受取手形、売掛金、貸付金等の債権に対する貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

### (3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

#### ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（17年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（17年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

### (5) 災害損失引当金

福島県沖地震により損傷を受けた設備の復旧費用の支出等に備えるため、当該損失見込額を計上しております。

## 6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

### 化学品及び食品関連

化学品関連においては、樹脂添加剤、情報・電子化学品、機能化学品の製造及び販売、食品関連においては、食品製品の製造及び販売をしております。

これらの製品の販売については、国内販売においては製品を顧客が検収した時又は顧客に到着した時に、輸出販売においては主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づき支配が顧客に移転した時に収益を認識しております。

取引価格は、顧客との契約において約束された対価で算定しており、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しているため、重要な金融要素は含んでおりません。また対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

## [会計方針の変更に関する注記]

### 1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。これにより、従来は、出荷時に収益を認識していましたが、国内の製品販売においては主に顧客により製品が検収された時又は顧客に製品が到着した時に、輸出販売においては主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づき支配が顧客に移転した時に収益を認識する方法に変更しています。また、有償支給取引について、従来は、有償支給した支給品について消滅を認識していましたが、支給品を買い戻す義務を負っている場合、当該支給品の消滅を認識しない方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、当事業年度の売上高は710百万円減少し、売上原価は522百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ187百万円減少しています。



## 2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしています。これにより、その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものについては、従来、事業年度末日前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法を採用していましたが、当事業年度より、事業年度末日の市場価格等に基づく時価法に変更しています。なお、この変更による計算書類に与える影響は軽微であります。

### [会計上の見積りに関する注記]

#### 1. 繰延税金資産の回収可能性

##### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産

4,076百万円

##### (2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表「[会計上の見積りに関する注記] 1.繰延税金資産の回収可能性」の内容と同一であります。

##### (注) 新型コロナウイルス感染症の影響について

新型コロナウイルス感染症（以下、当感染症）の感染拡大の影響については、当感染症の終息時期やその影響の程度を合理的に予測することは困難であることから、当社では当事業年度末時点で入手可能なすべての情報に基づき、翌事業年度の一定期間にわたり当該影響が継続するとの仮定のもと、会計上の見積りを行っております。

### [貸借対照表に関する注記]

#### 1. 有形固定資産の減価償却累計額

162,101百万円

#### 2. 偶発債務

保証債務

関係会社の金融機関からの借入に対する債務保証

1,200百万円

#### 3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権

16,985百万円

長期金銭債権

6,632 〃

短期金銭債務

7,973 〃

#### 4. 土地再評価法の適用

「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（1999年3月31日公布法律第24号、2001年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法……………「土地の再評価に関する法律施行令」（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める地方税法第341条第10号の土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行い算出しております。
- ・再評価を行った年月日 2002年3月31日
- ・再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △4,137百万円

#### [損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高

売上高	60,781百万円
仕入高	31,052 〃
営業取引以外の取引高	6,215 〃

#### [株主資本等変動計算書に関する注記]

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

(単位：株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	7,122	323,362	—	330,484
合計	7,122	323,362	—	330,484

(注) 自己株式の増加数の内訳

単元未満株式の買取による増加	362株
取締役会決議による自己株式取得による増加	323,000株

**【税効果会計に関する注記】**

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	4,673百万円
関係会社株式評価損否認	995 /
賞与引当金	695 /
貸倒引当金	436 /
固定資産減損損失否認	386 /
株式評価損否認	222 /
棚卸資産評価損否認	208 /
未払事業税	197 /
減価償却超過額	45 /
その他	354 /
繰延税金資産小計	8,211 /
評価性引当額	△1,627 /
繰延税金資産合計	6,584 /

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△25 /
その他有価証券評価差額金	△2,482 /
その他	△0 /
繰延税金負債合計	△2,507 /
繰延税金資産の純額	4,076 /

再評価に係る繰延税金負債

土地再評価差額金	3,414 /
----------	---------

**【関連当事者との取引に関する注記】**

子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ADEKAケミカルサプライ (株)	所有 直接 94.43 間接 5.57	当社製品を販売	化学品製品を販 売(注1)	11,822	売掛金	4,364
	ADEKA総合設備(株)	所有 直接 100.00	設備等を購入	設備等を購入 (注2)	7,611	未払金 買掛金 未払費用	1,899 529 42

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注2) 設備等の購入については、複数の見積りを入手し、市場の実勢価格を勘案して発注先及び価格を決定しております。

役員及び主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	城詰 秀尊	被所有 直接 0.05	当社代表取締役 社長	金銭報酬債権の 現物出資 (注)	17	—	—
役員	富安 治彦	被所有 直接 0.04	当社代表取締役兼 専務執行役員	金銭報酬債権の 現物出資 (注)	10	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 譲渡制限付株式報酬制度(譲渡制限期間3年)に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものであります。

**[収益認識に関する注記]**

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「[収益認識に関する注記]」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

**[1株当たり情報に関する注記]**

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,756円32銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 160円52銭   |

**[重要な後発事象に関する注記]**

該当する事項はありません。